

地方自治体の財源確保としての法定外税の活用

―観光振興税への思い入れ

川村 栄一 非常勤講師

かわむら・えいち 平成27年3月まで首都大学東京法科大学院教授
元東京都主税局税制部長等を歴任し、東京都銀行税訴訟の指定代理人
東京都宿泊税の創設等にも携わる。「地方税論叢書」など著書多数。

(法定外税の近年の動向)

地方自治体が条例により定める法定外税については、地方分権推進一括法の施行（平成12年4月）以後の時期、法定外目的税の新設が活発化したことは周知のとおりである。しかし、自治体の企業に対する独自課税については、東京都銀行税訴訟（東京高判平成15年1月30日）や神奈川県臨時特別企業税訴訟（最高判平成25年3月21日）で自治体側が相次いで敗訴したことから、すっかり下火になってしまったように思えるのは筆者だけであらうか。

加えて、その後の地方税法の改正において、前掲東京高判後では、平成16年度の地方税法の改正により大法人を対象とした外形標準課税が導入され、自治体が条例により課すことのできる法人事業税の外形標準課税

税は、地方税法に規定する外形標準課税の対象とならない中小法人に限定された。また、前掲最判後では、法人道府県民税について、その一部を国税化した地方法人税の導入等にあわせ、税率が1パーセントに引き下げられたことにより、「景気後退局面における税収確保」を目的とする法人道府県民税に類する法定外税を創設することは、総務大臣の不同意3要件の一つである「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」に抵触する可能性が大となり、事実上困難となったといえよう。

これらからすれば、自治体の企業に対する独自課税は、いわゆる超過課税を除けば、財源確保策としての法定外税に多くを期待することはできなくなつたと考

る税収確保は、極めて限定されたものにしかぎらず、今後、「課税自主権の拡充を推進しようとする場合に

は、国政レベルで、そうした方向の立法の推進に努めるほかなく（前掲最判裁判官補足意見）、それを待つしかないであらう。

(法定外税の今後の方向性)

そうした中で、地方自治体が自らの努力で税収確保のための法定外税創設の有力候補を見出すとすれば、それは宿泊税ないし観光振興税の創設等による充実策ではないかと考える。

ヨーロッパの各国の主要都市では、2010年代に入つて、宿泊税が相次いで導入されている。とりわけイタリヤでは、ロミアやフィレンツェをはじめとする90を超える数多くの観光都市で導入されているとの統計データもある（宿泊料金別又は「星」別の定額課税）。この種の宿泊税の創設は、政府は観光立国を目指してあらゆる政策を総動員するとしているので（平成29年1月30日施政方針演説）、まさに適宜に適つたものであるのである。わが国でも、法定外税の有効候補といえるのであり、わが国でも、法定外税の有効候補として、大いに参考になるのではないかと。わが国の宿泊税としては、東京都の宿泊税を例にとれば、法定外目的税として、その税収の全額を観光振興のための施策に要する財源に充てるというものである。

一つの提案であるが、わが国でも、イタリヤのよう

に、主要都市において歩調を合わせるように宿泊税を順次導入していき、ゆくゆくは全国規模で導入していくことが望ましいと考える。法定外税は、もとより、関係業界の理解と協力なくして円滑な導入を図ることはできない。そのためには、特別徴収義務者としての初期投資への助成措置を講じること、円滑な運用のために検討すべき課題の一つであらう。

また、わが国には、入湯税という法定税（市町村の目的税）があり、入湯税を課している市町村においては、これを標準税率（1日150円）を大きく超える税率で課すこと（宿泊税相当額の上乗せ）も、観光振興税の一つの課税方式として、考えていくべきであらう。

かつて、個人住民税には、第一課税方式から第三課税方式までの課税方式（第二と第三には本文方式と但書方式があつて計5種類）があつた時代があり、自治体

がその選択をすることができた。全国の市町村の宿泊税ないし観光振興税の条例化の円滑化にも資するよう、これらを任意税である課税方式選択制の法定税として地方税法に規定することも、有力な方法であると考ええる。例えば、宿泊料金の段階に応じた定額課税と高額な宿泊料金にはその金額を課税標準とする低率一律課税とを仕組むことは、いかがであらうか。

財源確保は、地方自治体に課せられた大きな使命の一つである。様々な創意工夫が求められている。

地方税を支援する
実務総合誌

税 6

2017

Volume 72 No.6

June

別冊付録 平成29年版 地方税ハンドブック

- ・配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除の概要
- ・砂防指定地の評価ほか

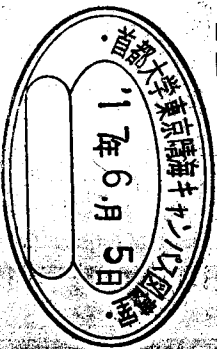
ここが知りたい最新税務Q & A

- 固定資産税等関係
- 市町村税関係
- 都道府県税関係

政令・省令解説

平成29年度改正地方税法の

特集



きょうせい

平成29年6月1日発行(毎月1回)日発行(昭和23年10月)第72巻第6号

税

簡単スピーディーインターネットで確認!!

登記情報提供サービス



利用料金が引き下げになります。

▼登記情報提供サービス利用料金(改訂後)

全部事項(不動産・商業法人)情報	335円
所有者事項情報	145円
地図情報・図面情報	365円
動産・債権譲渡登記事項概要ファイル情報	145円

*上記の金額は、いずれも1件当たりのご利用料金です。

お問い合わせ電話番号が
変わります。

登記情報提供サービスに関する
お問い合わせ電話番号

0570-020-220

WEB上で地番が確認できる!

地番検索サービス提供地区が447市区町に拡大!!



すべての登記所が登録する不動産登記情報(全部事項又は所有権事項)、商業・法人登記情報(全部事項)、動産及び債権譲渡登記事項概要ファイルに記載されている情報、地図情報・図面情報の内容をインターネットに接続されたパソコン等の画面上で確認することができます。(ただし、コンピュータ上で表示できない登記情報は別窓となります。)

一般財団法人 民法務協会の 登記情報提供センター

●登記情報提供サービスに関するお問い合わせ窓口●
〒104-0083 東京都中央区新川1-28-24 TEL 0570-020-220 (電話受付時間 平日8:30~18:00)

詳しくは、ホームページをご覧ください <http://www.touki.or.jp/> 登記情報提供サービス

別冊付録共臨時定価(本体3,100円+税) 送料350円



4910055170671

03100

雑誌 05517-6

2017 Printed in Japan
ISSN 0913-4824